

平成29年7月6日

西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議について

みだしの会議について、これまでの検討状況を報告します。

記

1 設置の目的

西宮市及び芦屋市におけるごみ処理事業の広域化の実現可能性について検討を行うため設置するもの。本年11月を目途に一定の方向性を示す予定。

2 会議の開催状況

第1回 平成29年4月27日

第2回 平成29年6月6日

3 検討の内容

西宮市におけるごみ処理施設整備計画を基礎として、広域化に係る以下の諸課題について検討する。

- (1) ごみの分別・収集形態
- (2) 運搬車両の集中
- (3) 組織形態
- (4) 費用負担
- (5) その他

4 会議の公表等

会議は公開を原則とし、開催案内、会議資料及び議事録は市のホームページに掲載しています。

<http://www.city.ashiya.lg.jp/kankyoushori/kouikika/kenntoukaigi.html>

以 上

西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議設置要綱

(設置)

第1条 西宮市及び芦屋市（以下「両市」という。）におけるごみ処理事業の広域化の実現可能性について、基本的事項を整理し、所要の協議、検討を行うため、西宮市・芦屋市ごみ処理広域化検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(設置団体)

第2条 検討会議は、両市がこれを設置する。

(所掌事務)

第3条 検討会議は、次に掲げる事項について協議、及び検討を行い、両市の市長に報告する。

- (1) 両市のごみ処理広域化の実現可能性に関すること。
- (2) その他必要な事項

(組織)

第4条 検討会議は、別表第1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 検討会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長は会長をもって充てる。

- 2 会議は、委員のうち、5人以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ書面により委員が指名する者にその権限を委任することができる。
- 5 会長は、審議のため必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第6条 第3条に規定する所掌事務に関し、会議に提案する事項について協議又は調整するため、検討会議に作業部会（以下「部会」という。）を置

く。

- 2 部会は、別表第2に掲げる委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長には西宮市環境局環境施設部施設整備課長を、副部会長には芦屋市市民生活部主幹（環境施設担当課長）をもって充てる。
- 4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、部会長が招集し、議長は部会長をもって充てる。
- 7 部会の会議は、委員のうち、4人以上の出席がなければ、開くことができない。
- 8 部会長は、部会の審議のため必要があると認めるときは、部会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（会議等の公開）

第7条 検討会議及び部会の会議は、原則公開とする。ただし、会議内容が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 西宮市情報公開条例（昭和62年西宮市条例第22号）及び芦屋市情報公開条例（平成14年芦屋市条例第15号）に規定する非公開情報が含まれる事項について審議等を行うとき。
- (2) 会議を公開することにより、自由率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれる場合、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合など、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合で、検討会議がその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたとき。

（庶務）

第8条 検討会議の庶務は、西宮市環境局環境施設部施設整備課及び芦屋市市民生活部環境施設課において共同で処理する。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成29年4月27日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、第3条の所掌事務を達成した日限り、その効力を失う。
(招集の特例)
- 3 この要綱の施行の日以後に最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、両市の市長が招集する。

別表第1 (第4条関係)

委員	西宮市	副市長 (環境局を所管する者) 環境局長 環境局環境施設部長 環境局環境事業部長
	芦屋市	副市長 市民生活部長 市民生活部環境施設課長 市民生活部収集事業課長

別表第2 (第6条関係)

委員	西宮市	環境局環境施設部施設整備課長 環境局環境事業部美化企画課長 環境局環境施設部参事 (施設計画担当)
	芦屋市	市民生活部主幹 (環境施設担当課長) 市民生活部環境施設課施設係長 市民生活部環境施設課主査

広域処理におけるメリット及びデメリット

メリット

ごみ処理の効率化
(スケールメリット)

ライフサイクルコスト
削減

イニシャル
コスト

建設単価
割安

ランニング
コスト

施設運営
効率化

売電収益増

建設費用
削減

運営費用
削減

環境負荷低減

発電効率増加

温室効果ガス削減

余剰電力
増加

化石燃料
由来温室
効果ガス
低減

災害廃棄物
仮置場確保

デメリット

広域化による懸念事項

運搬車両の集中

交通量増加
・道路渋滞
・騒音、振動
温室効果ガス増加

検討事項
・運搬方法
・運搬車両台数の把握
・運搬車両ルート

利便性への影響

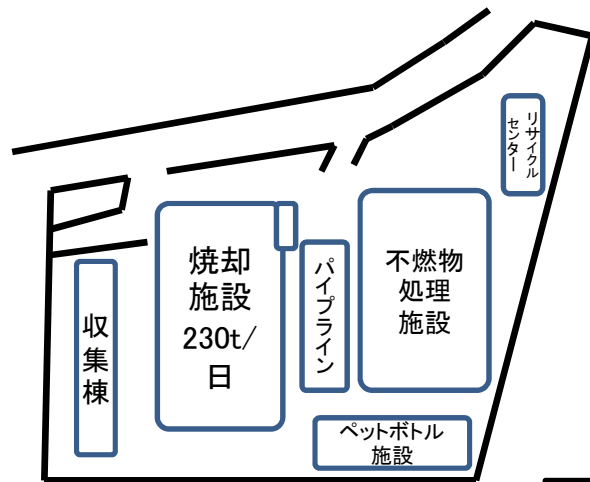
分別区分の違い
収集形態の違い
直接搬入の方法

検討事項
・分別区分の検討
・収集形態の検討
・直接搬入の対応

施設整備計画

現施設		年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44		
西宮市	西部総合処理センター	焼却施設 525 トン/日	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30							
		H9.9稼動																									
		破碎選別施設 110 トン/5h	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26											
東部総合処理センター	焼却施設 280 トン/日	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21						
	H24.12稼動																										
	将来施設用地																										
	ペットボトル圧縮施設 2.15 トン/5h	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23												
芦屋市	焼却施設 230 トン/日	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33						
	不燃物処理施設	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44														
	ペットボトル圧縮施設	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21														
	旧管理棟 (リサイクルセンター)																										

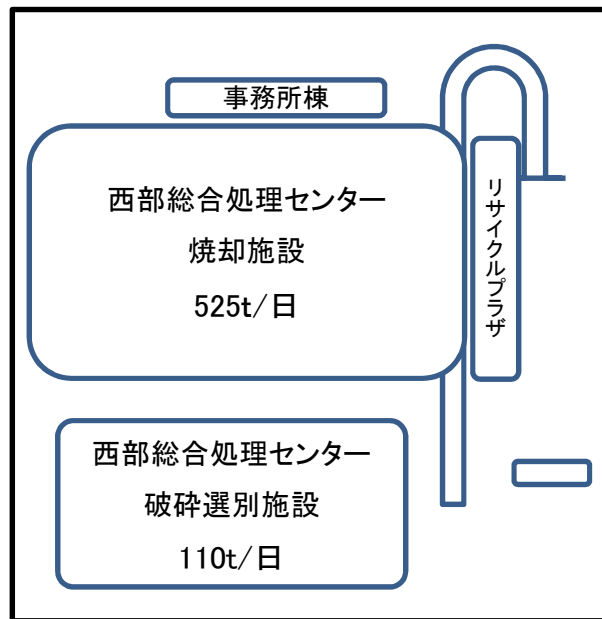
処理施設の現況



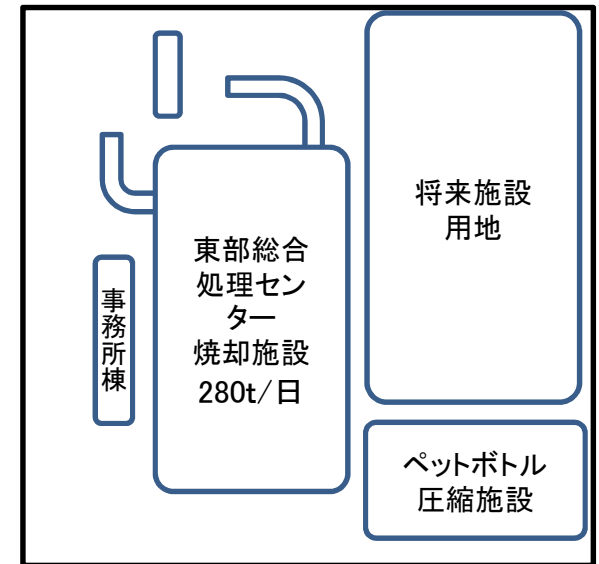
芦屋市環境処理センター(23,697.53m²)



地図出典: google

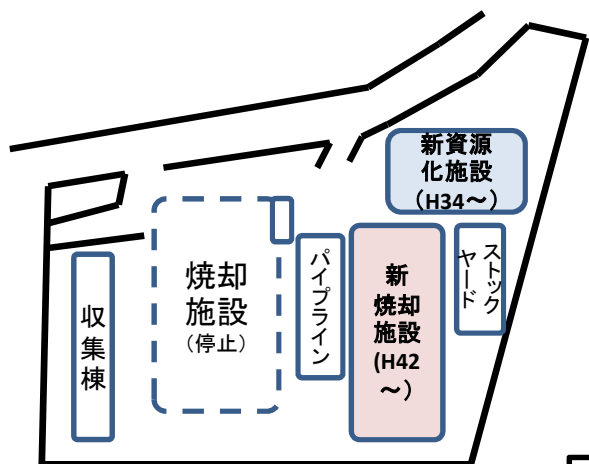


西宮市西部総合処理センター(40,998.77m²)



西宮市東部総合処理センター(37,246.80m²)

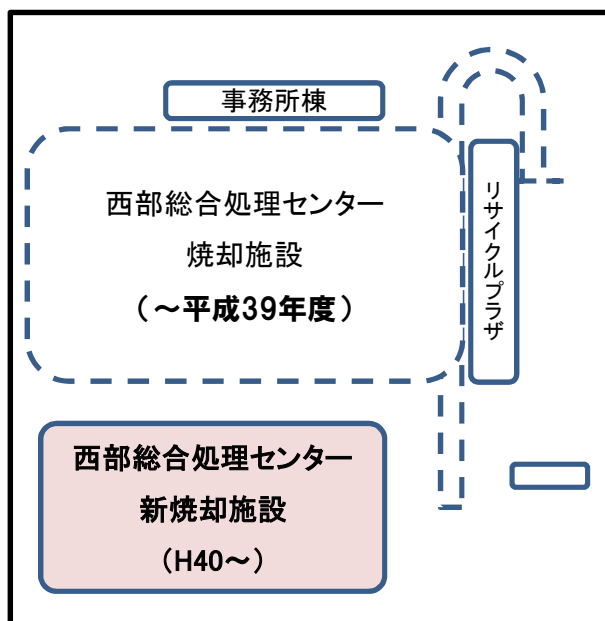
施設整備計画後の処理施設



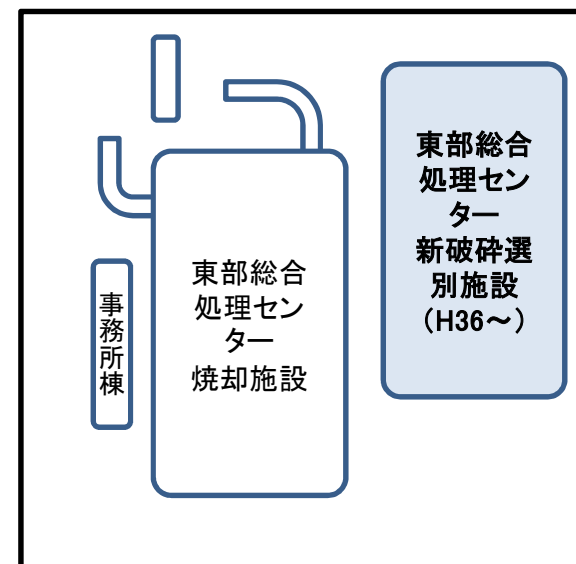
芦屋市環境処理センター(23,697.53㎡)



地図出典: google



西宮市西部総合処理センター(40,998.77㎡)



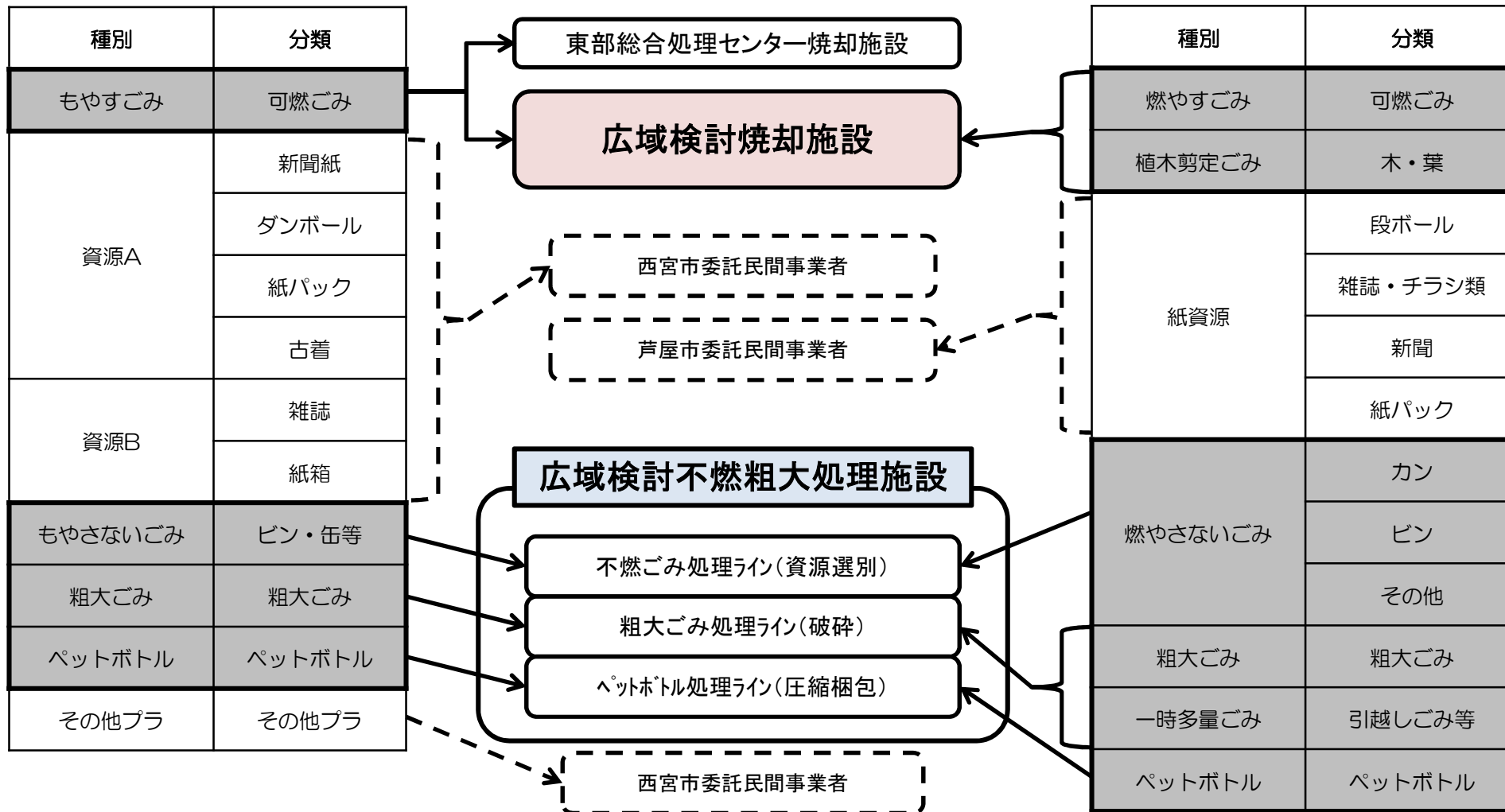
西宮市東部総合処理センター(37,246.80㎡)

広域処理の対象となるごみ種別と事務の範囲

西宮市

処理施設

芦屋市



デメリット(運搬車両の集中)

運搬車両台数(現況)

芦屋市内

芦屋市環境処理センター			
区分		平均台数	最大台数
焼却施設	定期収集	49(台/日)	85(台/日)
	直接搬入	46(台/日)	78(台/日)
	全体	95(台/日)	163(台/日)
不燃物施設	定期収集	13(台/日)	35(台/日)
	直接搬入	26(台/日)	168(台/日)
	全体	39(台/日)	203(台/日)

西宮市内

西宮市西部総合処理センター			
区分		平均台数	最大台数
焼却施設	定期収集	114(台/日)	278(台/日)
	直接搬入	93(台/日)	349(台/日)
	全体	207(台/日)	361(台/日)
破碎選別	定期収集	64(台/日)	109(台/日)
	直接搬入	170(台/日)	718(台/日)
	全体	234(台/日)	796(台/日)



西宮市東部総合処理センター			
区分		平均台数	最大台数
焼却施設	定期収集	89(台/日)	237(台/日)
	直接搬入	26(台/日)	129(台/日)
	全体	115(台/日)	260(台/日)

芦屋鳴尾浜線 西宮-芦屋市境			
昼間12時間交通量 上下線合計 (台)			
車種	小型	大型	合計
H22	5,932	3,955	9,887

芦屋鳴尾浜線 甲子園浜			
昼間12時間交通量 上下線合計 (台)			
車種	小型	大型	合計
H22	6,489	5,148	11,637

地図出典: google

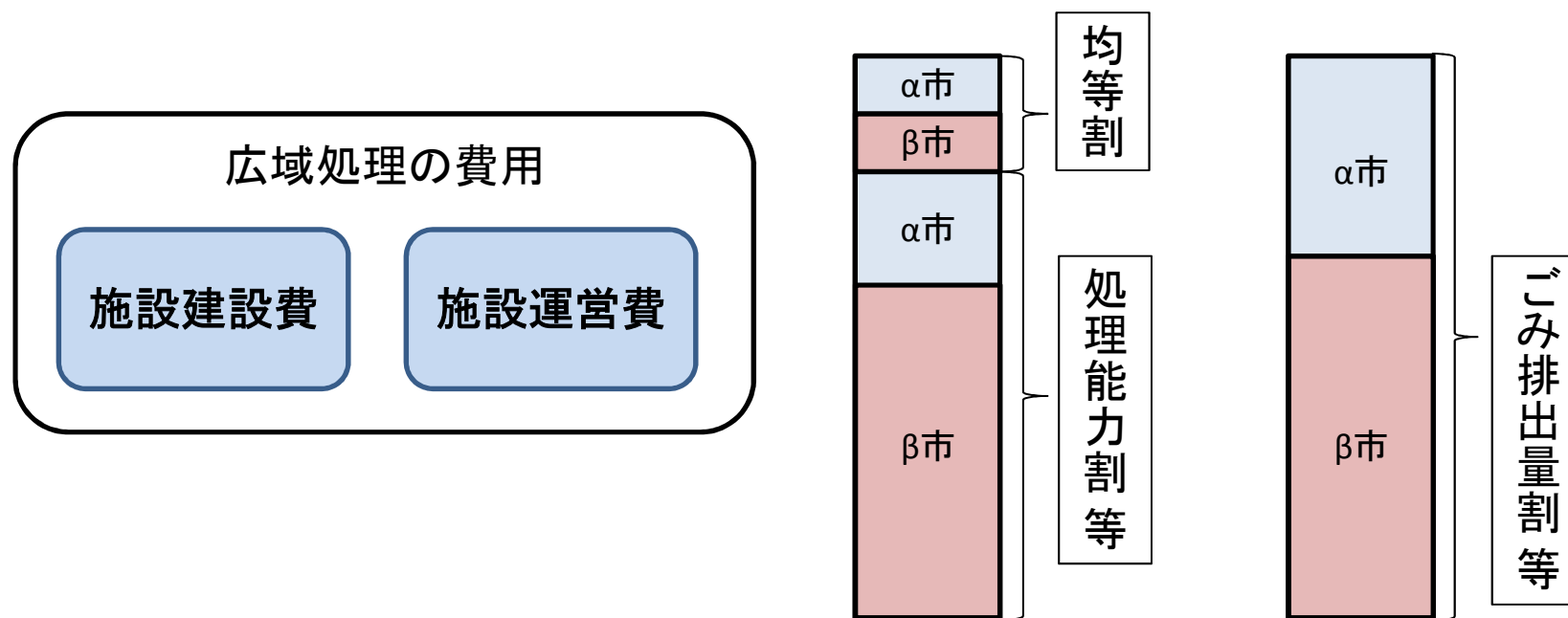
平成22年度
兵庫県道路・街路交通情勢調査
(道路交通センサス)兵庫県ホームページより

広域処理組織

	事務の委託	一部事務組合	広域連合	協議会
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の団体に委ねる制度。 委託側は管理執行権限を失い、法令上の責任は受託側が負う。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が、その事務の一部を共同で処理するために設ける特別地方公共団体。 議会、監査委員会を有する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が広域にわたり処理する事が適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。 議会、監査委員会、選挙管理委員会を有する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の事務の一部の管理・執行について、連絡調整、総合的な計画を共同で行う制度。 共通の執行機関として管理執行協議会を有する。 財産、職員は施設設置団体
根拠法令	地方自治法 第252条の14～第252条の16)	地方自治法 第284条～第291条	地方自治法 第284条、第291条の2～第291条の13	地方自治法 第252条の2の2～第252条の6
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 事務処理が受託団体に一元化され責任所在が明確。 迅速な意思決定。 受託側住民の意見は反映され易い。 新たな組織の設置が不要で、事業開始の手間が少なく効率的に運営できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 組合事務のみに専念可能。 全構成団体の意思が反映される。 財産の保有が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 組合事務のみに専念可能。 全構成団体の意思が反映される。 財産の保有が可能。 広域ニーズへの対応が可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 構成団体の執行機関は残り、各々の意思が反映され易い。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 委託側団体の意思が反映されにくい。 委託側団体のごみ処理意識、技術力が低下。 	<ul style="list-style-type: none"> 迅速な意思決定が困難。 市民の意見が直接反映しにくい。 法人の設立が必要であり、組織運営のための費用が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政責任の所在が不明確。 管理事務所等の設備投資が必要。 複数事務の広域処理を想定したものであり、ごみ処理単独には不向き。 	<ul style="list-style-type: none"> 迅速な意思決定が困難。
他※ 都市実績	135件 平成28年7月1日現在	406組合 (平均構成団体3.48) 平成28年7月1日現在	25団体 内、ごみ処理のみ6団体 (平均構成団体数5.6) 平成28年7月1日現在	4件 平成28年7月1日現在

※総務省：地方公共団体間の事務の共同処理の状況調

費用負担の考え方



項目	概要	特徴
均等割	費用を両市で均等に負担	<ul style="list-style-type: none"> ・経年変動がない。 ・ごみ減量へのインセンティブがはたらきにくい。
ごみ排出量割 (処理量割)	費用をごみの処理量に応じて負担	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量へのインセンティブがはたらき易い。
処理能力割	費用を各市単独設置した場合の処理能力に応じて負担	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量へのインセンティブがはたらきにくい。
人口割	費用を人口に応じて負担	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量へのインセンティブがはたらきにくい。

スケジュール(案)

年度		平成29(2017)年							
月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
『検討会議』		第1回 (4/27)		第2回 (6/6)	第3回 (7/)	第4回 (8/)		第5回 (10/)	第6回 (11/)
【 検 討 事 項 】	◇ごみ処理の現状	●							
	◇協議・検討事項の確認			●					
	◇スケジュールの確認			←————→					
	◇基本的事項			●					
	人口・ごみ量推計			●					
	広域処理の開始時期			●					
	広域処理の対象事務			●					
	施設設置場所			●					
	施設規模			●					
	◇メリット・課題の検討			←→					
	◇広域処理の運営形態			←————→					
	◇広域処理の費用負担			←————→					
◇方針案検討							←→		

※進捗状況により随時見直しを行う